

県外から志願する者の手続

一家転住等の特別な事情（下記1）があつて、県外から公立高等学校の全日制の課程を志願する者は、中学校長を経由して、県外志願特例措置願（様式第8-1号参照）を、県立高等学校を志願する場合は徳島県教育委員会へ、徳島市立高等学校を志願する場合は徳島市教育委員会へ提出し、出願に係る教育長の承認を受けなければならない。

1 出願に係る教育長の承認を受けることができる特別な事情

- (1) 保護者と徳島県内に転住を予定している場合
- (2) 四国他県からの志願者で、徳島県外の自宅から通学を予定している場合
- (3) 志願者のみが徳島県内に転住を予定している場合（ただし、徳島県内に居住する身元引受人〔身元引受人は、独立の生計を営む成年者で、保護者に代わって生徒を指導できる者とする。〕が必要。）
- (4) 上記(1)～(3)以外で特別の事情があると教育長が認めた場合

2 上記1(3)の場合に、出願の承認を受けることができる学校名及び合格者数は次表のとおりとする。 ただし、合格者数は募集定員の内数とし、育成型選抜、一般選抜及び第2次募集選抜それぞれの合格者数を合わせたものとする。

なお、普通科を志願する場合、通学区域についての制限は適用しない。

学 校 名	合 格 者 数 (定員内)
鳴門渦潮高等学校（体育科）	募集定員の25%以内
名西高等学校（芸術科）	募集定員の20%以内
那賀高等学校、海部高等学校、池田高等学校、 池田高等学校辻校、池田高等学校三好校	人数制限なし
吉野川高等学校、穴吹高等学校、つるぎ高等学校、 城西高等学校神山校、小松島西高等学校勝浦校	5人以内
城東高等学校、城北高等学校、徳島市立高等学校、 徳島商業高等学校、小松島高等学校、富岡東高等学校、 鳴門渦潮高等学校（総合学科）、脇町高等学校	2人以内

<上記1(3)の場合に出願を承認する目的>

本県の魅力である「豊かな環境・地域の特性」と「特色ある高校教育」に関心を持ち、高い意欲と能力を有する生徒を全国から受け入れ、「専門教育の充実」、「競技力の向上」、「文化芸術の振興」など、学校の活性化のみならず、地方創生の実現を目指す。

3 手続方法

- (1) 手続期間（事前に、中学校から徳島県教育委員会又は徳島市教育委員会に問い合わせること。）
 - ア 育成型選抜 令和4年12月1日（木）～令和5年1月12日（木）
 - イ 一般選抜 令和5年1月16日（月）～令和5年2月10日（金）
 - ウ 第2次募集選抜 令和5年2月14日（火）～令和5年3月6日（月）

受付時間は午前9時から午後5時までとする。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く。

郵送により提出する場合は、書留速達で、受付最終日の午後5時までに必着とする。ただし、受付最終日の前日までの消印のあるものは受け付ける。

(2) 提出書類

- ア 県外志願特例措置願
- イ 収信用封筒（定形封筒〔長方形3号23.5cm×12cm〕に宛先（中学校長宛）を記入し、404円分の切手〔簡易書留とする。料金改定があった場合は、改定後の料金分の切手〕を貼ること。）
- ウ 県立高等学校の場合、その他の添付書類については、次の(3)ウのとおりである。（徳島市立高等学校の場合は、徳島市教育委員会へ問い合わせること。）

(3) 県外志願特例措置願の記入上の注意等

ア 「入学希望学校及び学科」欄の「第1希望」、「第2希望」欄について

志願者は、2以上の高等学校に願書を提出することはできないが、志望の変更等に備えて、「第2希望」欄に「第1希望」欄と異なる学校・学科を記入することは差し支えない。ただし、志願者のみの転住で出願の承認を受ける場合は、上記2の表にある高等学校とする。

イ 「理由」欄には、徳島県の高等学校を志願する理由を具体的に記入すること。

ウ 県外志願特例措置願の添付書類

(ア) 上記1の特別な事情共通で、書類提出時における住民票抄本又は住民票記載事項証明書（保護者（父及び母等の親権者）と志願者が記載（続柄も記載）されたもの）

(イ) 上記1(1)の場合は、(ア)に加えて、保護者の住所の移転を証明する書類又は誓約書等

(ウ) 上記1(3)の場合は、(ア)に加えて、身元引受人承諾書兼誓約書及び身元引受人の住民票抄本又は住民票記載事項証明書

(エ) 上記1(4)の場合は、上記1(1)～(3)の場合の添付書類の例に準じて、客観的に事情を証明する書類

4 出願に係る教育長の承認後の各高等学校への出願について

承認された県外志願者は、徳島県教育委員会又は徳島市教育委員会からの承認書（様式第8-2号参照）を他の出願書類に添付して、中学校長を経由して、志願先高等学校長に提出しなければならない。ただし、一般選抜及び第2次募集選抜については、育成型選抜又は一般選抜で当該教育委員会から既に承認を受けている志願者は、県外志願特例措置願を改めて当該教育委員会へ提出し、承認書を得る必要はない。その場合、育成型選抜又は一般選抜受検校より、承認書の写しの交付を受け、承認書の写しを他の出願書類に添付して志願先高等学校長に提出するものとする。

5 手続の流れ

（県外から志願する場合は、まず、志願者が在籍する中学校より、下の問合せ先にお電話ください。）

